

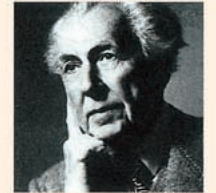
第108期事業報告

第108期定時株主総会招集ご通知添付書類
[平成18年4月1日から平成19年3月31日まで]

108

スチール! & アイデア!
ヨドコウ

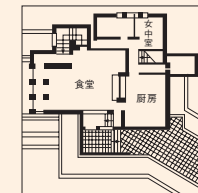
〒541-0054 大阪市中央区南本町四丁目1番1号
TEL. (06) 6245-1111 (大代表)
<http://www.yodoko.co.jp/>



YODOKO Guest House was designed by Frank Lloyd Wright, one of America's foremost architects of the 20th century. The House sits upon a small hill in Ashiya City, Hyogo Prefecture, surrounded by green. It was designated a National Important Cultural Asset in 1974, and has been open to public since 1989. The few valuable works left in Japan by the genius Wright, are introduced here with pictures.



Born in Richmond Center, Wisconsin, USA. Worked at Sullivan's office, becoming independent in 1887. With "organic architecture" as his philosophy, he designed a number of masterpieces mainly of residential architecture, and is reputed as one of the foremost architects of the century. "Kaufmann House" is one of his representative works.



株式会社 **淀川製鋼所**



株主の皆様へ

株主の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

第108期(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の事業の概況につきましてご報告申し上げます。

平成19年6月



代表取締役会長

代表取締役社長

鈴木鐸志 國保善次

① 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アジアを筆頭にした世界市場の拡大と円安を背景にした輸出の伸びが牽引役となり、海外需要に対応するための新規投資や将来をにらんだ選別投資など設備投資意欲が旺盛で、個人消費の伸び悩みにもかかわらず緩やかながらも息の長い景気拡大が続いております。しかし、一方では米国経済の減速や金融市場の変調など外的要因が先行きの懸念材料となっております。

鉄鋼業界におきましては、国内外で増え続ける鋼材需要に高炉メーカーを中心にフル稼働で対応し、当年度の粗鋼生産量は前年度比4.5%増の1億1,775万トンとなり、過去2番目の高水準を達成し、鋼材生産量も国内外の需要の好調を受け過去2番目の水準となりました。当初は資源価格の高騰や中国での鉄鋼設備投資の拡大に懸念を抱えながらのスタートでありましたが、結果的には世界経済は原油高を吸収し、資源国の経済水準を引き上げ、世界の鉄鋼需要を拡大させました。一方、国内では自動車・造船など製造業の競争力の回復により鋼材消費量が大幅に増加しました。

連結子会社があります台湾経済は、前年度の旺盛な民間設備投資の反動や個人消費の伸び悩みがあったものの、エレクトロニクス製品や鉄鋼等素材を中心とした輸出の伸びにより、昨年を上回る経済成長を達成しました。台湾鉄鋼業界におきましては、春先以降市況は大幅に改善され、その後も欧米向けを中心に輸出が大幅に増加し総じて好況に推移しました。

このような状況のもとで、表面処理鋼板メーカーの当社では、需要の掘り起こしに重点をおいた販売政策に取り組んだことにより、当初流通在庫の過剰感から市場の荷動きが鈍かったものの、7月以降工場・倉庫向けなど大型物件工事が堅調に推移し、販売数量を順調に伸ばすことができました。販売価格の値上げにつきましても、緩やかながらも確実に浸透しております。しかし、副原料の亜鉛・アルミの購入価格は、依然として高止まりしており大きな収益圧迫要因となっております。

当社グループの連結業績に影響の大きい台湾のセンユースチール社では、ガルバリウム鋼板の増産体制が整ったこととコストアップ要因を比較的スムーズに販売価格に転嫁できたことにより、売上高・営業利益・経常利益は史上2番目の業績となり、

目次

<p>① 企業集団の現況に関する事項…… 1</p> <p>(1) 事業の経過およびその成果</p> <p>(2) 設備投資等の状況</p> <p>(3) 資金調達の状況</p> <p>(4) 対処すべき課題</p> <p>(5) 財産および損益の状況の推移</p> <p>(6) 重要な親会社および子会社の状況</p> <p>(7) 主要な事業内容</p> <p>(8) 主要な営業所および工場</p> <p>(9) 使用人の状況</p> <p>(10) 主要な借入先の状況</p> <p>② 会社の株式に関する事項……… 11</p>	<p>③ 会社の新株予約権等に関する事項…… 12</p> <p>④ 会社役員に関する事項 …………… 14</p> <p>(1) 取締役および監査役に関する事項</p> <p>(2) 取締役および監査役の報酬等の額</p> <p>(3) 社外役員に関する事項</p> <p>⑤ 会計監査人の状況…………… 17</p> <p>⑥ 会社の体制および方針…………… 18</p> <p>(1) 業務の適正を確保する体制</p> <p>(2) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針</p> <p>(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針</p>
---	--

円換算ベースでは当期純利益も史上2番目の業績となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績としましては、売上高は1,923億18百万円（前期比6.8%増）、利益面では、営業利益が129億52百万円（同3.0%減）、経常利益が151億34百万円（同2.0%増）、当期純利益が63億74百万円（同38.8%増）となりました。

次に各業務内容の概況についてご説明しますと、

①鋼板関連事業

売上高は1,755億67百万円、営業利益は122億52百万円であります。

<鋼板>

鋼板業務につきましては、当上半期は、昨年下半年期より続く国際市場での販売価格の下落、安値の輸入品の増加および副原料である亜鉛・アルミ価格の高騰などによる製品安、原料高という最悪のスタートとなりましたが、夏場には米国を中心に需要が急激に回復し、国内市場も上昇に転じました。しかし、亜鉛・アルミ価格の高騰はその後も続き、予想をはるかに超えた高騰は、鋼板部門の販売の90%以上を占める亜鉛めっき鋼板、ガルバリウム鋼板、カラー鋼板の採算を大きく損なう結果となりました。

一方、上半期および下半期と二度に亘り価格是正を行い、特にめっき鋼板は、下半期に国内メーカーとしては業界初の亜鉛エキストラ制度を導入して採算の向上を図りました。また、販売面では、国内の紐付きユーザーへ拡販と輸出量の拡大に取り組み、特に輸出では、一般市場だけではなく高級材のガルバリウム鋼板、カラー鋼板にニーズを持つユーザーの開拓ができ、一定の成果と今後の方向性を見出せました。今後は、海外ユーザーに対しましても国内ユーザー同様の営業、技術、サービス体制を整え、販売の大きな柱にしたいと考えております。

台湾のセンユースチール社では、当年度において利益率の高いガルバリウム鋼板の生産能力が倍増されました。このことにより中国向けのコンピュータケース用めっき鋼板や環境対応型商品であるクロムフリー鋼板とともに商品の高級化を一段と進めることができました。今後は、販売先の拡大と需要家の新たな要望に応えるべく商品化に取り組んでまいります。

<建 材>

建材業務につきましては、建材商品は、期初においては建築需要の低迷が危惧されましたが、夏場以降は自動車、家電等の製造業や大型ショッピングセンター、商業店舗などの小売業を中心とした非製造業の建築需要が急激に拡大し、特に主力商品である屋根材「ヨドルーフ」の売上伸長に大きく寄与しました。同時に、鋼板の需給バランスを視野に入れ採算を重視した選別受注に注力し、販売価格の改善に努め採算の向上を図りました。また、外壁材においては広域ソリューションチームとの連携により差別化商品の「ヨド不燃パネル バリアロック」や高級化粧鋼板製の「ヨドスパン メタルウッド」を、郊外型店舗などを全国展開する企業を対象にPRを推し進め、来期以降の売上の基盤づくりに注力しました。

工事関連では、好況業種の旺盛な設備投資もあり、大型物件の成約に結び付き、大型ショッピングセンターやIT関連企業および物流センターなどの屋根・壁工事の完工が大きく売上に寄与しました。今後も、安全を最優先した現場管理体制の構築と安心と信頼を担保した工事力の向上に努めてまいります。

エクステリア商品では、物置業界では初めてとなる下レールのない「ヨド物置エルモ」を発売し、高い評価を得ており、順調に販売数量を伸ばしています。なお今期は、主力の物置の販売価格の据置きを継続し、「ヨド蔵MD」「エポミニ」については価格改定を実施しました。この結果、エクステリア商品では販売数量、利益とも前年を上回ることができました。「ヨド倉庫」「ヨドガレージ」「ヨドハウス」などの大型商品は施工力によって商品の付加価値が大きく変わるため、施工力の向上と安全施工の定着を目的に、全国14ブロックで「ヨドコウ施工店会」を設立しました。



ヨド物置「エルモ」

景観商品では、集合住宅用ゴミ収集庫「ダストピット」にチタニウムシルバー色を追加発売し、設計提案など拡販に努めました。

広域ソリューション部門では、オートバイ収納をテーマとしてオートバイ雑誌社とのタイアップによる特集記事の掲載など、新規販売方法の提案にチャレンジしました。



LOA-2929HD

②電炉関連事業

売上高は84億36百万円、営業損失は1億13百万円であります。

<ロール>

ロール業務につきましては、厚板ワークロールを中心とした大型の鉄鋼用ロールは、国内はもとより中国、韓国での旺盛な厚板需要に伴う厚板ワークロールの需要拡大により、売上高は前期比で大幅に増加しました。一方、熱延ワークロールを中心とした中型の鉄鋼用ロールは、上期に熱延関係ロールの若干の需要減退があり、売上高は前期比で微減となりました。鉄鋼用ロール全体の売上高は価格改定もありましたが、前期比で微増にとどまりました。

非鉄関係の柱であります製紙用ロールおよび設備につきましては、大型設備の出荷があった前期と比べ、今期は中型設備の出荷にとどまり、売上高は大幅に減少しました。しかし、製紙業界では活発な設備投資が続いており、来期には大型設備の出荷が見込まれています。

<グレーチング>

グレーチング業務につきましては、売上高は前期比で増加しましたが、原材料の鋼材と亜鉛の価格高騰ならびに製品市場での供給過剰からの過当競争などにより、採算面で厳しい結果となりました。前期に引き続き機能を重視した商品の設計提案を行い、越流対策用の「ウォーターフォールズ」は東京都内、九州北部の地域での採用が目立ち、また重量軽減装置の付いた「かるがるグレーチング」は雪国における投雪溝用グレーチング、都市部での大型柵用グレーチングとして採用されています。

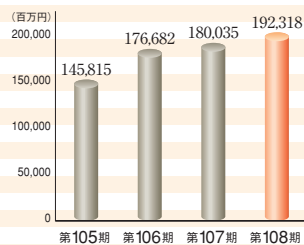
今後とも新商品開発に注力し、受注拡大、収益改善に努めます。

③その他事業

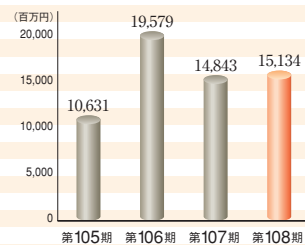
売上高は83億14百万円、営業利益は16億97百万円であります。

その他業務のエンジニアリング事業につきましては、国内向けに自動横型波付ライン、他方海外向けでは、アフリカ向けにシャーラインおよび大波横型波付機などの納入を行いました。さらに、国内および東南アジア向けにPLC（プログラマブルロジックコントロール）の更新工事を行いました。また、ビルなどの賃貸収入、不動産販売、副産物などの売上増により増収となりました。

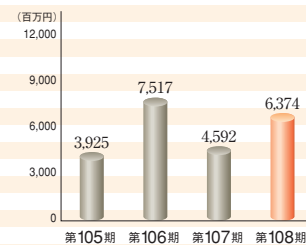
● 売上高(連結)



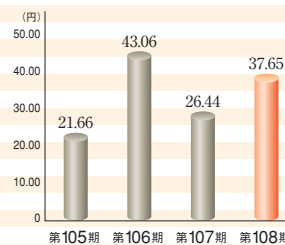
● 経常利益(連結)



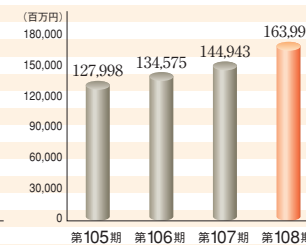
● 当期純利益(連結)



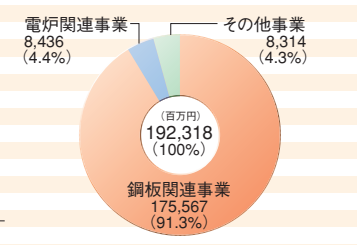
● 1株当たり当期純利益(連結)



● 純資産(連結)



● 当期セグメント別売上高構成比 (平成19年3月期)



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施しました企業集団の設備投資の総額は38億83百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・当社本社 物置エルモ成型機ほか
- ・当社市川工場 特高変電所更新
- ・センユースチール社 変圧設備改造ほか

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

- ・当社本社 第一ビル耐震補強・外壁改修工事
- ・当社呉工場 2号圧延機出側設備更新



当社 市川工場 特高変電所

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額214億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

この度の「ヨド物置閉じ込め事故」「ヨド倉庫強度不足」に関し、株主の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、独自の扉開閉システム「仮ロック機能」が原因で閉じ込め事故が発生したこと、また設計ミスによる強度不足が起きたことを重く受け止め、新聞等のメディアによるお客様への注意喚起を行い、再発防止に向け対象商品の点検改修を引き続き行ってまいります。

なお、ヨド倉庫の強度不足については、対象の17物件のすべての改修を終えております。

今後は、商品全般の安全基準の見直しなど本質的な解決に向けた取り組みを進めることで、信頼の回復に努めてまいり所存ですので、なにとぞご理解のほどお願い申し上げます。

当社グループの今後の見通しにつきましては、世界的な需要の拡大と資金余剰を背景に、ほぼ全品目に亘り鉱物資源価格が高騰を見せており、加えて石油・ガス・電力等のエネルギーコストの上昇も懸念されている中、鉄鋼業界では、国内の薄板3品の在庫は適正な水準で落ち着きを見せており、海外での中国における過剰設備・生産による東アジア市場への影響を引き続き注視する必要がありますが、全般的に市場環境は改善に向かっております。

このような中、当社グループといたしましては、その保有する設備で最大の利益を上げるための生産と販売政策の実施、売上増につながる新商品開発、一層の在庫削減への取り組み強化等により、今後の変化への対応力を高める準備が常に必要であり、さらに、当社グループの持続的成長を図るため、「顧客至上の徹底」「企業理念を全社員が共通認識し、全社最適の行動を一段と進化」「ベストメーカーとしての生産性の追及」「人づくりの一段の強化」への取り組みを推進してまいります。

また、当社グループの経営課題として、業績の低迷が続く電炉関連事業およびスポーツ施設運営等の付帯事業の収益性の改善が急務であることを強く認識しており、引き続きこの問題解決に向け努めてまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第105期 (平成16年3月期)	第106期 (平成17年3月期)	第107期 (平成18年3月期)	第108期 (平成19年3月期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	145,815	176,682	180,035	192,318
経常利益(百万円)	10,631	19,579	14,843	15,134
当期純利益(百万円)	3,925	7,517	4,592	6,374
1株当たり 当期純利益 (円)	21.66	43.06	26.44	37.65
純資産(百万円)	127,998	134,575	144,943	163,997

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
高田鋼材工業株式会社	295 百万円	100.0 %	鋼板の加工および販売
盛餘股份有限公司 (センユースチール社)	3,211 百万 タイワンドル	52.1	鉄鋼製品の製造および販売
白洋産業株式会社	370 百万円	50.0	鉄鋼卸業、運送業
京葉鐵鋼埠頭株式会社	300	52.7	倉庫業
ヨドコウ興発株式会社	100	100.0	ゴルフ場など経営および不動産賃貸

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
鋼板関連事業	冷延鋼板、磨帯鋼、カラー鋼板、ガルバリウム鋼板ほかの表面処理鋼板 建築材料(屋根材、壁材など)、建設工事の設計および施工 エクステリア商品(物置、ガレージ、カーポートなど) 景観商品(シェルター、ゴミ収納庫、玄米冷蔵庫など)
電炉関連事業	鉄鋼用ロール、製紙用ロールなど、グレーチング
その他事業	機械プラント、ビル賃貸、ゴルフ場経営、駐車場経営、倉庫業、運送業

(8) 主要な営業所および工場

会社名	所在地	
株式会社淀川製鋼所	本社	大阪市中央区南本町四丁目1番1号
	支社	東京都中央区新富一丁目3番7号
	営業所	札幌、盛岡、仙台、新潟、長野、高崎、 東京統括(東京都)、横浜、静岡、北陸(富山市)、 名古屋統括(名古屋市)、大阪、神戸、岡山、 福山、広島、高松、高知、八幡(北九州市)、 福岡統括(福岡市)、鹿児島
	工場	大阪、呉、市川、福井(福井県)、泉大津
高田鋼材工業株式会社	本社	大阪市大正区鶴町五丁目3番50号
盛餘股份有限公司 (センユースチール社)	本社	中華民国 高雄市(台湾)
白洋産業株式会社	本社	大阪市中央区南本町四丁目1番1号
京葉鐵鋼埠頭株式会社	本社	市川市高谷新町5番地
ヨドコウ興発株式会社	本社	大阪市中央区南本町四丁目1番1号

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
鋼板関連事業	1,655名	69名減
電炉関連事業	271	11名増
その他事業	303	28名減
全社（共通）	83	8名増
合計	2,312	78名減

(注) 1. 上記の使用人数は連結ベースの就業人員数であり、執行役員・嘱託・雇員は含んでおりません。
2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、当社（親会社）の管理部門に係るものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
1,348名	24名減

(注) 使用人数には執行役員・嘱託・雇員・出向者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
兆豊国際商業銀行	3億円
日商瑞穂実業銀行	3億円
香港上海匯豊銀行	3億円

② 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 753,814,067株

(2) 発行済株式の総数 168,655,265株（自己株式15,530,888株を除く。）

(3) 株主数 9,642名

(4) 発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の株式数を有する株主

該当の株主はおりません。ご参考までに、当社の大株主の状況は下記のとおりであります。

株主名	持株数
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,904 ^{千株}
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,290
みずほ信託銀行株式会社	5,470
株式会社りそな銀行	5,342
株式会社みずほコーポレート銀行	5,310
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505019	4,955
日本生命保険相互会社	3,866

(注) 当社は、自己株式15,530,888株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

③ 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

名 称	2004年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2005年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発 行 日	平成 16 年 7 月 12 日	平成 17 年 7 月 14 日
新 株 予 約 権 の 数	32個	27個
目的となる株式の 種類および数	普通株式 32,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 27,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	無償	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1,000円	1個当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成 16 年 7 月 15 日 ~ 平成 36 年 6 月 29 日	平成 17 年 7 月 15 日 ~ 平成 37 年 6 月 29 日
取締役(社外取締役を除く。)の 保有状況	個数 32個 株数 32,000株 保有者数 5名	個数 27個 株数 27,000株 保有者数 5名

名 称	2006年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発 行 日	平成 18 年 7 月 31 日
新 株 予 約 権 の 数	36個
目的となる株式の 種類および数	普通株式 36,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	1個当たり478,000円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成 18 年 8 月 1 日 ~ 平成 38 年 6 月 29 日
取締役(社外取締役を除く。)の 保有状況	個数 36個 株数 36,000株 保有者数 5名

(注) 1.上記の、新株予約権の数および目的となる株式の数は、当初発行数から使用人等への付与数(取締役が過去に使用人等として取得したものは除く。)ならびに既に行使された数および退職等により失効した数を減じたものであります。
2.権利行使の条件については当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

名 称	2006年7月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
発 行 日	平成 18 年 7 月 31 日
新 株 予 約 権 の 数	17個
新株予約権の目的となる 株式の種類および数	普通株式 17,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	1個当たり478,000円
新株予約権の行使時の払込金額	1個当たり1,000円
新株予約権の行使期間	平成 18 年 8 月 1 日 ~ 平成 38 年 6 月 29 日
新株予約権の行使の条件	(ア)新株予約権者は、当社の取締役および執行役員(委員会設置会社における執行役を含む。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使できるものとする。 (イ)その他の権利行使の条件については当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
当社執行役員の保有状況	個数 17個 株数 17,000株 保有者数 8名

(注) 上記の、新株予約権の数および目的となる株式の数は、当初発行数から取締役が付与した数を減じたものであります。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

氏名	地位	担当および他の法人等の代表状況等
鈴木 鐸志	取締役会長 (代表取締役)	京葉鐵鋼埠頭株式会社代表取締役社長
國保 善次	取締役社長 (代表取締役)	
重廣 紀義	代表取締役	営業本部長
寺田 剛尚	取締役	管理本部長、関係会社担当
辻 克己	取締役	経営企画本部長
坂元 良章	取締役	
今村 靖雄	監査役(常勤)	
天谷 薫	監査役(常勤)	
川西淳一郎	監査役	公認会計士
今西 康訓	監査役	弁護士

- (注) 1. 取締役坂元良章氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役川西淳一郎氏および今西康訓氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役今村靖雄氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役川西淳一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(ご参考) 当社では、執行役員制度を導入しています。当期末における執行役員は、次のとおりであります。

氏名	地位	担当
重廣 紀義	専務執行役員	営業本部長
寺田 剛尚	常務執行役員	管理本部長、関係会社担当
辻 克己	常務執行役員	経営企画本部長
河本 光弘	常務執行役員	大阪工場長、泉大津工場担当
大森 眞	上席執行役員	ロール販売本部長 兼 東京支社長
遠山 巽	上席執行役員	営業本部副本部長(建材部門担当)
阪口 修司	上席執行役員	営業本部副本部長(鋼板部門担当)

氏名	地位	担当
大森 豊実	上席執行役員	盛餘股份有限公司董事長
西村 修	上席執行役員	市川工場長
河本 隆明	上席執行役員	呉工場長
向井 信正	執行役員	本社総務部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	6名	174 ^{百万円}
監査役	4	36
合計	10	210

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
 2. 上記の支給額のうち、社外取締役1名、社外監査役2名の報酬の合計額は14百万円であります。
 3. 上記の支給額には、平成18年7月30日開催の取締役会の決議により、取締役5名(社外取締役を除く。)に付与したストックオプションとしての新株予約権17百万円(報酬としての額)を含んでおります。
 4. 平成16年6月29日開催の第105期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給の決議いただいておりますが、当事業年度末日現在の未払額は104百万円(取締役2名分)であります。
 5. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第107期定時株主総会において年額2億7,500万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 6. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第105期定時株主総会において年額4,000万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 坂元 良章

当事業年度における主な活動状況

平成18年6月29日就任以来開催の取締役会12回(定時10回、臨時2回)の取締役会のうち合計11回(91.7%)出席し、意見やアドバイスを述べております。

② 監査役 川西 淳一郎

(ア) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した17回（定時13回、臨時4回）の取締役会のうち合計17回（100%）出席し、議論を行っております。また、当事業年度に開催した14回（定時13回、臨時1回）の監査役会のうち合計14回（100%）出席しております。主に公認会計士としての専門的見地から、監査役会の場において発言を行っております。

(イ) 他の会社の社外役員の兼任状況

株式会社三菱ケミカルホールディングスの完全子会社であります三菱ウェルファーマ株式会社の社外監査役を兼務しております。

③ 監査役 今西 康訓

当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した17回（定時13回、臨時4回）の取締役会のうち合計15回（88.2%）出席し、議論を行っております。また、当事業年度に開催した14回（定時13回、臨時1回）の監査役会のうち合計13回（92.9%）出席しております。主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	34百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2.当社の子会社盛餘股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

⑥ 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保する体制

当社は、平成18年5月9日に開催された取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

当社は、「淀川製鋼所グループ企業理念」およびコンプライアンスに関わる規定を整備し、企業価値の継続的な向上と財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善に努めてまいります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを統括する組織として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進・浸透を図る体制とする。

コンプライアンスの推進については、企業理念をベースにした「コンプライアンス・ポリシー」「行動指針」を制定し、全職員がそれぞれの立場で、コンプライアンスを自らの問題として捉え、公正で高い倫理観に基づき業務執行にあたり、広く社会に信頼される経営体制の確立に努める。

コンプライアンス委員会の実務組織として、全部門・事業所毎に配置したコンプライアンス推進委員で構成したコンプライアンス推進WG会を適時開催し、教育・研修の実施やコンプライアンスに関する情報交換を行い、浸透状況や課題等をコンプライアンス委員会に提言する体制とする。

また、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気付いた場合に通報または相談ができる体制として内部通報窓口を設置し運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行および意思決定に係る記録や文書は、保存および廃棄等の管理方法を文書管理規定等の社内規定に定め適切に管理する。また、これらの情報は、監査役から閲覧の要請があった場合、いつでも閲覧可能とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

環境、品質、災害、労働安全、法律、情報セキュリティ、経理・財務等リスク領域毎に担当部門を定め、必要に応じ全社委員会やプロジェクトチームを設置し、当該リスクに関する事項を管理する。

担当部門および委員会等は、リスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減に取り組む。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定を行うとともに、さらに迅速な意思決定が必要な場合は、臨時取締役会を適時開催し、これら決定事項は、速やかに執行役員等に伝達する体制とする。当社は、執行役員制を導入しており、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能の強化・効率化と業務執行の迅速化を図る体制とする。

業務運営については、全社的な各年度予算および目標を設定し、各部門においては、この目標達成に向けた具体策を立案し実行するとともに、毎月または定期的に開催する部門会議にて、その進捗状況および施策の実施状況を取締役がレビューする体制とする。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ企業理念を定め、コンプライアンス・ポリシー、行動指針を基に、グループ全体の業務の適正を確保する体制の構築に努める。

当社コンプライアンス委員会は、グループ会社の内部統制システムに関し、横断的に推進し管理する。

グループ会社の事業運営については、グループ会社取締役より定期的に業務内容の報告を受け、重要案件については事前協議を行うなど業務の適正を確保する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査部に監査役を補助する監査役会担当者を置き、当該担当者の人事等については、取締役と監査役が意見交換を行うこととする。

⑦取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役や使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に報告するものとし、監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、執行役員会や部門会議、コンプライアンス委員会等の重要会議に出席するとともに、主要な立案書（稟議書）その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができることとする。

また、代表取締役社長は、定期的に監査役会との意見交換会を開催する。

(2) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を目的として、当社取締役会の事前の賛同を得ない当社株券等の大量取得行為や買収提案に関する対応方針を策定しております。

当社は、当社株券等の大量取得行為や買収提案がなされた場合について、その大規模買付者が長期的経営意図や計画もなく一時的な収益の向上だけを狙ったもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収等の提案理由、買収方法等が不当・不明確であるなどの事情があるときは、企業価値を毀損し、株主共同の利益に資するとはいえないと考えます。

また、当社取締役会は、その恣意的判断を排除するため当社から独立した者のみで構成される独立委員会を設置します。当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限に尊重して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から当

社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表いたします。については、その適切な判断の材料として、十分な情報が当社取締役会や株主の皆様を提供されることが必要と考えます。

そこで、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為、または、結果として特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付を行う者に対して、①買付行為の前に、当社取締役会に対して株主の皆様および独立委員会の判断ならびに当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を提供すること。②その後、当社取締役会がその買付行為を評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間をおくことを要請するルールを策定いたしました。

当社といたしましては、当社の企業価値および株主共同の利益を目的として、会社法その他法律および当社定款が認める措置の中から対抗措置を講じる場合があります。

当社は、この対応方針の詳細を、平成18年5月23日開催の取締役会にて決議し、同日付で「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ」として公表いたしました。

なお、この対応方針については、平成18年7月14日開催の取締役会にて継続の決議を行っており、今後も必要に応じて見直しを加えながら維持してまいります。

本対応方針の全文については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.yodoko.co.jp/pressroom/zaimu/zaimu.html>）のIR情報に掲載しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、業績への連動性を高めて株主の皆様への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。なお、現在のところ安定的な配当として年間1株当たり10円を最低維持したうえで、通年ベースでの配当性向を当社単体の純利益の50%を目途としております。

上記方針に基づきまして、当期の剰余金の配当につきましては、過去の支払実績および配当性向を勘案して、取締役会決議により、1株当たり中間5円（支払開始日：平成18年12月1日）、期末7円（支払開始日：平成19年6月28日）とさせていただきます。

（注）本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

MEMO

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月開催
基準日	定時株主総会・期末配当 3月31日 中間配当 9月30日 その他必要あるときは、予め公告して定めます。
単元株式数	1,000株
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
同取次所 および お問合せ先	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店および全国各支店(各プラネットブースを除く。) ※株式関係のお手続き用紙のご請求は、次のみずほ信託銀行の 電話およびインターネットでも24時間承っております。 ◎電話 0120-288-324 (フリーダイヤル) ◎インターネット http://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/
公告の方法	電子公告により行います。 ホームページアドレス http://www.yodoko.co.jp/ ただし、やむを得ない事由により電子公告をできない場合は、 日本経済新聞に掲載します。

株価・出来高の推移(東京証券取引所)

